

花巻市告示第 3 5 0 号

花巻市こども食堂等運営支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 2 日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市こども食堂等運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的な理由等により困窮している世帯を支援するため、持続的にこども食堂等を運営できるよう、当該事業の実施事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成 1 8 年花巻市規則第 6 1 号。第 6 条及び別表第 2 において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。
- (2) こども食堂等 こども又は当該こどもの保護者に対し、食事の提供、学習支援又は食料支援を無償又は低額で行う事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 市内でこども食堂等（1 回当たりの参加者がおおむね 1 0 人以上の規模のものに限る。）を年 3 回以上実施する事業者
- (2) 新たにこども食堂等を立ち上げる事業者であり、かつ、次のいずれにも該当する事業者

ア 花巻市こども食堂等運営支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を

提出した日（以下このア及びイにおいて「提出日」という。）から6か月以内又は提出日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに事業を開始予定である事業者

イ 提出日の属する会計年度の末日までに準備資金の支出が発生する事業者

（衛生管理及び事故防止）

第4条 交付対象者は、こども食堂等における衛生管理及び事故防止を図るため、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めること。
- (2) 事業の実施の際に発生した事故による損害を補償するための保険に加入していること。

2 食事の提供又は食料支援を行う交付対象者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律233号）その他関係法令等を遵守した運営
- (2) 利用者の食物アレルギーの有無の確認

（補助対象経費等）

第5条 補助区分、補助金の交付対象となる経費（国、他の地方公共団体その他公共団体から受ける補助金等の対象経費を除く。以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、主にこども食堂等に使用する経費とする。

（提出書類及び提出期日）

第6条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象経費	補助限度額
運営費補助	(1) 食材、食料品又は生活支援物資の購入費 (2) 会場借上料 (3) 光熱水費、通信費又は広告に要する経費 (4) ボランティア又は講師等に対する謝金又は費用弁償 (5) 食器類等の物品購入費、教材費又は消耗品費 (6) 研修費 (7) 腸内細菌検査、施設衛生検査その他のこども食堂等の実施に要する検査の費用 (8) こども食堂等の実施に係る保険料 (9) その他こども食堂等の実施に必要であると市長が認める経費	こども食堂等を実施した月数に 5 万円を乗じて得た額
新規整備補助	設備の整備等に要する費用	1 団体につき 2 5 万円

別表第 2 (第 6 条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 3 条第 1 項の規定に	花巻市こども食堂等運営支援事業補助金交付	第 1 号	1 部	別に定める。 。

よる書類	申請書 1 事業計画書及び収 支予算書 2 その他市長が必要 と認める書類		1 部 1 部	
規則第 1 1 条 第 1 項の規定 による書類	花巻市こども食堂等運 営支援事業変更（中止 ・廃止）承認申請書 1 変更事業計画書及 び変更収支予算書 2 その他市長が必要 と認める書類	第 2 号	1 部 1 部 1 部	変更（中止 ・廃止）の 理由が生じ た日から 1 5 日以内
規則第 1 2 条 第 1 項の規定 による書類	花巻市こども食堂等運 営支援事業補助金請求 （精算）書 花巻市こども食堂等運 営支援事業報告書 1 事業実施状況報告 書 2 収支決算書 3 補助対象経費の支 出内容を証明する書 類（領収書等） 4 実施状況が確認で きる書類（写真、チ ラシ、ポスター等）	第 3 号 第 4 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 。
規則第 1 2 条 の 2 の規定に よる書類	花巻市こども食堂等運 営支援事業補助金概算 払（前金払）請求書	第 5 号	1 部	補助金の前 金払を受け ようとする 日の 3 0 日

				前
--	--	--	--	---